

障 がい 福 祉 サ ー ビ ス 等 の 概 要

区 分	サービスの内容
【訪問系サービス】	
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うもの
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うもの
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を行うもの
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行うもの
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供するもの

区 分	サービスの内容
【日中活動系サービス】	
生活介護	障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護，調理・洗濯・掃除等の家事，生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援，創作的活動・生産活動の機会の提供のほか，身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うもの
自立訓練(機能訓練)	身体障がいのある方，又は難病を患っている方などに対して，障がい者支援施設，障がい福祉サービス事業所，又は障がいのある方の居宅において，理学療法，作業療法その他の必要なリハビリテーション，生活等に関する相談および助言などの支援を行うもの
宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がいのある方に対して，居室その他の設備を利用させるとともに，家事等の日常生活能力を向上するための支援，生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行うもの
自立訓練(生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある方に対して，障がい者支援施設，障がい福祉サービス事業所，又は障がいのある方の居宅において，入浴，排せつ，食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練，生活等に関する相談および助言などの支援を行うもの
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方に対して，生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練，就労に関する相談や支援を行うもの
就労継続支援(A型)	企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して，雇用契約に基づく生産活動の機会の提供，知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うもの
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し，生産活動などの機会の提供，知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うもの
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに，企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて，指導・助言等の必要な支援を行うもの

区 分	サービスの内容
【日中活動系サービス】	
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うもの。このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供するもの
短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うもの
【居住系サービス】	
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行うもの
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うもの (平成 26 年 4 月から共同生活介護 (ケアホーム) は共同生活援助に統合)
施設入所支援	施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行うもの
【相談支援】	
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、障がい者の心身状況等を勘案し、利用する障がい福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障がい福祉サービス等の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行うもの
地域移行支援	障がい者施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行うもの
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等を行うもの

障がい児サービス等の概要

区分	サービスの内容
児童発達支援	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練を行うもの
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、外出することが著しく困難な障がい児に対し、その居宅を訪問して、児童発達支援、又は放課後等デイサービスと同様の支援を行うもの
医療型児童発達支援	上肢、下肢、又は体幹機能に障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練を行うもの
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うもの
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うもの
障がい児相談支援	障がい児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成し、給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成するもの

地域生活支援事業等の概要

事業名	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するもの
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能障がいなどのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行うもの
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与するもの
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者又は障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出及び、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)の際の移動支援を行うもの(ただし、障害者総合支援法に基づき、支給決定を受けた介護給付費等と重複する内容のサービスについては、原則として移動支援事業の対象としない。)
地域活動支援センター事業	障がい者及び障がい児に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うもの
福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者(ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。)に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与するもの
訪問入浴サービス事業	単身では入浴が困難な重度身体障がい者及び重度心身障がい児に対し、定期的に訪問入浴サービスの提供を行うもの
日中一時支援事業 (日中支援型)	障がい者又は障がい児に対し、事業所等において、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他必要な支援を行うもの
日中一時支援事業 (放課後支援型)	特別支援学校就学中の児童及び生徒に、事業所等において、家庭や学校以外での社会生活訓練、余暇活動を通じた協調性、社会性等の習得を行うもの
日中一時支援事業 (医療的ケア)	医療的ケアを必要とする重症障がい者又は重症障がい児に対し、医療機関等において、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他必要な支援を行うもの